

平成 27 年 5 月 8 日

松阪市議会議長 水谷 晴夫様

松阪市議会 青凜会
沖 和哉

研修報告書

稲葉 剛のソーシャルワーク入門

～貧困の現場から社会を変える～□第 4 回「自立支援」



開催日：平成 27 年 4 月 26 日（日）

開催場所：連合会館（東京都千代田区神田駿河台 3-2-11）

内 容：生活困窮者自立支援法から考える

講 師：稲葉 剛 氏

特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい 理事
立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科 准教授

趣旨

近年、貧困問題は日本社会で深刻な課題になっている。ワーキングプア、孤立死、子どもの貧困、ハウジングプアなど様々な問題が広がり、生活保護制度利用者をはじめとする生活困窮者に対する差別やバッシングも蔓延している状況である。相談援助の現場でも、背景に貧困問題が潜んでいるケースと出会うことは決して少なくない。また、27年4月に施行された生活困窮者自立支援法も様々な課題と期待が入り混じる状況である。

約20年間、NPOによる生活困窮者支援に携わって来た稲葉 剛氏の講義から、貧困問題の現状や課題、支援のあり方など、貧困の現場から社会を変える方法を考える。

概要

生活困窮者自立支援法について

◆積極的な面

新たな相談窓口設置（全庁的な対応・連携が求められる）

→国保・公営住宅・ライフラインの滞納など、担当課の連携が不十分

→相談窓口の担当者がどれだけ他課と連携できるか？

→上手くいけば保護受給対象者の捕捉率（生活保護対象となる困窮者を分母として、保護受給者数を分子に置く割合）も上がる。

◆問題点

- ・水際から沖合へ...保護申請窓口にさえたどり着かない

民間委託された場合、市の下請けになってしまうと、物が言えなくなる。

→保護対象者であったとしても、正確につながらない可能性もある。

- ・支援メニューが就労支援に偏ってる状況

困窮者＝経済力無し→が、所得支給無し。緊急の対応力が乏しい。

社会的孤立者への支援が無い

低年金受給の高齢者の存在を見て見ぬ振りしている状況

- ・住宅手当 2009（6ヶ月給付）～施行...リーマンショック等の派遣切りが要因

→住宅支援給付 2013～（3ヶ月給付）となり、実行力が低下している。

対象者：失業者のみ

給付対象：アパートの初期費用出ない

→結果として、利用しにくい制度となってしまっている。

- ・ 中間的就労支援の位置付けがあいまい
→雇用型と非雇用型（ボランティア的就労になると悪徳業者も生まれる可能性）

- ・ 雇用と住宅の質が問題
→市営住宅のあり方はどうするのか？ 維持経費、民間ストックの問題。

- ・ 就労と自立支援 困窮と自立支援

困窮→保護拒否→就労支援→失敗→自己否定→限界→自死...は避けないとだめ

かといって、困窮→保護受給→ゴールなのか???

困窮→保護受給→社会参加→就労準備→就労支援→就労→定着支援→経済安定

というように、本当の意味で困窮状態から脱却する方向性を検討する必要があるのではないか。

◆参考 釧路モデル

保護受給世帯の子どもに対し、学習支援・居場所作りを実施。

就労準備支援として、動物園のエサ作り等から生活リズム整えることから始め、企業の協力のもと、中間的就労的な活動支援を実施した。結果として、その後の就労開始から就労定着までの流れが太くなり、本来目指すべき困窮者支援の形が見えてきている。

所感

生活困窮者というと、近年の生活保護受給者バッシングにみられるように、個人責任論や、事実と異なる過剰な不正受給批判が社会的に一般化してしまっているように思う。実際は疾患や障がい、生育環境や突然の失業など、本人の責任に帰すことのできない社会的な要因により困窮状態に陥るケースがほとんどであり、根本的な課題解決とは大きくズレが生じている状況だと考えられる。

平成 27 年度施行の生活困窮者自立支援法については、本会議でも数回にわたり取り上げてきたように、県内の捕捉率が高い松阪市においても喫緊の課題である。全国平均と比較すれば、捕捉率が高いことは困窮者支援の観点からは評価すべきであるが、保護受給することがゴールではなく、当事者の QOL や自己肯定感、アイデンティティの確立といった面からみても、また、経済的な社会負担からみても、保護受給状態から社会的・経済的自立に向けた多面的な支援が必要であるのは明白である。

講師が指摘するように、法が規定する支援メニューでは就労自立に関する部分に偏っ

しており、任意実施とされているその他のメニュー（学習支援や中間的就労など）を展開できないまま、生活困窮に至る状況を打開することは難しい。もちろん、新たな事業スキームであることから、一朝一夕にはなしえないものではあるが、だからこそ、早急な体制構築と多様な支援機関・関係諸団体との連携が不可欠である。

疾患や失業から収入が途絶えてしまえば、日々の生活費やライフライン、住宅維持の費用など、みるみるうちに困窮状態へと経済状況が悪化していく。連動して、心身の状態も悪化し、所属や居場所を失くし対人的にも孤立するなど、社会的にも追い込まれていくのである。

就労をうながすことは簡単であるが、就労するまでには、精神的にも就職活動においても安定した住居が必要であり、住居を得るためには当座の資金や保証人などの社会的な繋がりが必要不可欠である。全部なくしてしまってから、当事者が就労に向かうまでには、個人レベルで解決しにくい問題が大きく立ちのぼるわけである。行政としては、やみくもにハローワークへの就労相談や年齢を理由にした画一的な対応に終始するのではなく、なぜ困窮しているのか、なぜ就労が定着しないのか、心身は健康なのか、社会的な繋がり（家族や支援者もふくめ）はあるのか、課題解決のための見立てを十分に行うことで、困窮者本人に必要なメニューをそろえていくコーディネート力が必要となってくるのではないだろうか。

松阪市は社会福祉協議会に事業委託し、相談窓口を設置しているが、就労や就労準備は社協の専門ではないし、失業・困窮に至った要因解決は社協だけでは到底なしえないことを早急に認知し、より多面的な相談支援体制を構築していく危機感を持たなくてはならない。